

令和5年度 いじめの対応状況について(中間報告)

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。
(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

2 令和4年度のいじめについての追跡調査

校種	未解消件数(件) ※令和5年3月24日時点	いじめの対応状況 ※令和5年6月30日時点	
		解消件数(件)	対応を継続中(件)
小学校	391	389	2
中学校	55	53	2

※いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。

※昨年度未解消だった小学校391件、中学校55件のいじめについて4～6月に追跡調査を実施した。

3 いじめの把握

(1) アンケート調査

- ①目的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
- ②形式 児童・生徒及び保護者に対するアンケート方式
- ③対象 小学校1年生から中学校3年生までの全児童・生徒・保護者
- ④対象期間 第1回 令和5年4月1日(土)から令和5年6月30日(金)

(2) その他

各期間、教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより随時把握する。

4 いじめの発生状況

校種	認知件数(件) ※令和5年6月30日時点	いじめの対応状況 ※令和5年10月1日時点	
		解消件数(件)	対応を継続中(件)
小学校	733	570	163
中学校	74	38	36

※いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでから約3か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。

5 いじめの態様

校種	いじめの態様(件)									計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③軽い 暴力	④ひどい 暴力	⑤金品を たかられる	⑥金品を 隠す盗難	⑦嫌なこと をされる	⑧SNSによる 誹謗・中傷	⑨その他	
小学校	475	130	240	1	3	70	70	5	2	996
中学校	47	6	13	0	1	8	4	10	1	90

※1件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、合計はいじめの認知件数と一致しない。

※いじめの態様については、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」と定義を合わせて実施している。

6 いじめ発見のきっかけ

校種	学校の教職員が発見(件)	学校の教職員以外からの情報により発見(件)
小学校	633	100
中学校	38	36

7 第1回調査結果

- (1) 認知件数が昨年度の同時期と比較して小・中学校ともに減少した。(小学校129件、中学校30件減少)
- (2) 解消率は小学校で約78%、中学校では約51%であり、解決に向けて「対応を継続中」は小学校163件、中学校36件であった。
「対応を継続中」の事例の多くは、指導によりいじめに係る行為は止んでいて見守り期間に入っていたり、簡単に解決したと判断せず、指導や見守りを続けていたりすることが理由である。
- (3) 小学校の態様で多いものは、「悪口」、「軽い暴力」、「無視、仲間はずれ」である。また、「SNSによる誹謗・中傷」は5件で、昨年度同時期より1件減少し、全体に占める割合も減少傾向である。
- (4) 中学校の態様で多いものは、「悪口」、「軽い暴力」、「SNSによる誹謗・中傷」である。今年度は、「SNSによる誹謗・中傷」が10件で、昨年度同時期より1件増加し、3番目に多い態様となっており、全体に占める割合も増加した。
- (5) いじめ発見のきっかけについては、学校の教職員が発見したり、アンケート調査など学校の取組で発見されたりしているケースが小学校で約86%、中学校で約51%である。また、本人や保護者等の学校の教職員以外からの情報がいじめ発見につながるケースは、小学校では約14%、中学校約49%である。

8 後期における取組の重点

(1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

○コミュニケーションに関わる学習の充実

- ・日常の授業や後期に予定されている文化的行事・儀式的行事等の様々な機会を捉え、互いに認め合う態度を育む取組や、一人1台タブレットも活用した、子ども同士が話し合う中で合意形成や自己決定ができるようにする協働的な学びを実施する。

○担任と児童・生徒・保護者との信頼関係づくり

- ・引き続き、すべての児童・生徒にとって安全で安心な学級となるよう、一人ひとりの児童・生徒を大切にしたい学級経営や授業等を実施する。
- ・後期になっても人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるよう日々の授業や行事の中で、一人ひとりの活躍の場を提供する。
- ・改めて児童・生徒との信頼関係構築に努め、児童・生徒・保護者がいじめを訴えやすい関係づくりや学校体制の整備をする。

(2) いじめの未然防止教育

○児童・生徒がいじめについて主体的に考える機会の設定

- ・いじめについて子ども同士が話し合いながら考える活動を取り入れた「いじめに関する授業」を実施し、児童・生徒が主体的に考え、行動できるようにする。

○SNSの正しい使い方やマナーに関する学習の充実

- ・小学校では活用型情報モラル教材「GIGAワークブックとうきょう」、中学校については、新たにデジタル教材「考えよう！デジタルリテラシー」に追加された事例等を活用し、後期も継続的に情報モラルについて児童・生徒が主体的に考える場を設定する。
- ・前期に作成した「SNS家庭ルール」を保護者会等の機会において再度啓発する等、学校と家庭が連携した情報モラル教育を推進する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

○連携の強化

- ・いじめの早期発見対応に向けて、第2回ふれあい月間でも保護者アンケートを実施するなど、担任やスクールカウンセラー等へ保護者が相談し、連携していじめに対応する機会を強化する。
- ・夏季休業中に実施したいじめ防止フォーラムや生活指導主任会等で共有した、各校のいじめ対応の好事例をもとに、各校の教職員の対応力の向上を図る。
- ・児童・生徒の健全な育成の観点やインターネット上のいじめ、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案への対応が行えるよう、日常的に警察と情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築する。

○「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

- ・第1回ふれあい月間の状況を改めて多面的に協議し、「対応を継続中」の案件について学校いじめ対策委員会で、組織的にいじめの解消に向けた対応を行う。
- ・組織的にいじめの解消に向けた対応及び対応経過の記録を徹底する。
- ・重大事態につながらないよう、被害の子どもへの安全確保と不安解消及び、加害の子どもに対する組織的・計画的な指導及び観察を行う。
- ・被害及び加害の子どもへの保護者への丁寧な説明と相互の理解に基づく対応を徹底する。